

令和8年（フ）第3619号
埼玉県所沢市小手指町1丁目23―6―201
破産者 梅津 聖子（旧姓西谷）
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3812号
千葉県千葉市中央区椿森1丁目8番6号 賀山ビル202号
破産者 株式会社MaKing
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3813号
千葉県八街市八街に138―11
破産者 門間 匡耶
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3816号
東京都大田区田園調布2丁目55番10号
破産者 株式会社ロイヤル
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3817号
東京都世田谷区船橋1丁目4―13―203
破産者 丸山 一恵
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3908号
東京都中央区月島3丁目12―10 オグラビル2F
破産者 岡 里美

1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3910号
東京都文京区本郷5丁目22―15―205
破産者 対島亜紀子
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4049号
東京都足立区中央本町4丁目5―2―102
破産者 前野 拓也
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4090号
東京都板橋区小豆沢2丁目31―1―207
破産者 齋藤 義徳
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4139号
東京都足立区保木間1丁目13―27―201
破産者 林 陽介
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4169号
東京都豊島区西巢鴨2丁目7―9―101、住民票上の住所東京都北区滝野川5丁目7―7―1003
破産者 シェク三恵子
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4209号
東京都板橋区西台2丁目17―10―101
破産者 中嶋 康博
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4213号
東京都江東区南砂3丁目14―1―902
破産者 温井 崇喜
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4236号
東京都立川市栄町4丁目10―3―402
破産者 酒井 里砂
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4256号
東京都杉並区荻窪5丁目29―17―210
破産者 後藤 大樹
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4272号
東京都杉並区宮前4丁目19―11―205
破産者 高根澤益美
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4274号
愛知県名古屋市中村区香取町2丁目37―1、開始決定時の住所東京都中野区上高田4丁目33―7―306
破産者 村上 恵亮

1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4298号
東京都目黒区碑文谷5丁目9―3 TOP学芸大学第4―113
破産者 吉川ピーター慎之介
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4313号
東京都港区赤坂4丁目1―19―703
破産者 吉田 紀子
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4325号
東京都葛飾区鎌倉3―4―12―102、住民票上の住所東京都足立区六甲3丁目19―9
破産者 吉原 陸生
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4356号
東京都港区南麻布4丁目2―18―103
破産者 大戸 瑠里
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4385号
東京都板橋区坂下3丁目9―B―410
破産者 市澤 啓太
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部